

## 議 事 内 容

専務理事	第 92 回常設審議委員会の定刻となりました。 はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
会長	(挨拶)
議長	それでは、ただいまから第 92 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 16 名の出席をいただいております。 常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(資料 1 により報告)
議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、第 5 条・7 件のほか、「地域計画策定に当たっての留意点について」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇市・〇〇委員と〇〇市・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
議長	はじめに、農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。
議長	はじめに、〇〇市農業委員会から 2 件続けてお願いします。
〇〇市農業委員会	(整理番号 4 - 1、5 - 1 について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇市農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇市農業委員会 (整理番号5-2、5-3について、資料に沿って説明)

議長 次の〇〇市農業委員会の案件については、先月の委員会で保留となった案件になりますが、申請者から申請がいったん取下げられました。内容を修正して新たに申請が出され、再度意見を求められております。では、〇〇市農業委員会から説明をお願いします。

〇〇市農業委員会 (整理番号5-4について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇市農業委員会からお願いします。

〇〇市農業委員会 (整理番号5-5について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇市農業委員会からお願いします。

〇〇市農業委員会 (整理番号5-6について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇町農業委員会からお願いします。

〇〇町農業委員会 (整理番号5-7について、資料に沿って説明)

議長 農地法第4条関係1件、第5条関係7件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の貸工場敷地の拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 甲種農地という農地区分ですけど、甲種農地の場合は特別な要件、例えば農業用施設を作るとか、そういうことに限られるように私は理解しているんですけど、この土地が5条ではなくて4条になっているという顛末、それから〇〇〇〇氏の経営規模がどれくらいなのか教えていただきたいです。

〇〇市農業委員会 まず〇〇さんは、〇〇製作所の創業者の方になります。今回は既存敷地の拡張の許可要件に該当するんですけど、元々の面積が13,909㎡。それで今回は敷地の中の駐車場だったところに工場を新しく1棟作るということで、133台分の駐車場がなくなるため今度132台確保をされますので、農振除外を経たところでの敷地の拡張ということになります。既

存施設の敷地面積の2分の1を超えないものということで許可要件があります。

〇〇委員 確認なのですが、この工場を貸しているというのは工場そのものが〇〇〇氏の経営ってということになるんですか。

〇〇市農業委員会 〇〇製作所というのがありまして、工場の代表者はご長男だったりするんですけど、こちらの方はお父様ということで、あくまでご自分の敷地を拡張して、同族の会社にお貸しするような格好になっております。

〇〇委員 はい、少し分かりました。それから4条ですから〇〇〇〇氏が整地をするという形になっておりますけど、自己資金が2,800万円程度ございますが、税法上の法人で控除を受けたいという場合は難しいと思いますが、それはそれで大丈夫ということでもいいんでしょうね。

〇〇市農業委員会 こちらの方は〇〇〇〇さんがご自分のお金で整地して、同族の会社の方に1年間186万円で10年間貸し出して、それで賃料は10年後また延長することも可能ということですね、あくまで〇〇さんが会社に貸し出すような格好になっております。

〇〇委員 はい、ありがとうございました。

〇〇委員 10年契約って言われましたよね。工場の賃借だから、期間的には揃えたりされてあるのでしょうか。賃料はどのくらいですか。

〇〇市農業委員会 新しく申請されて広げられるところの賃借契約を結ばれてるんですけど、一応10年間での契約をされて、それについて延長は妨げないというふうに書かれております。賃料の方なんですけど、月額15万5千円で年間186万円ということになっております。

〇〇委員 工事費見合いにはならないですね。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として  
〇〇市農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請  
の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょう  
か。

〇〇委員 コの字になっていますよね。最初は宅地かと思ったんですが、10ペー  
ジに田と書いてあるので、同意書は貰われているのですか。それとも反  
対してコの字になったのですか。

〇〇市農業委員会 一部申請地から外れている部分ですけれども、これは元々この東側の  
部分まで一筆の筆だったんですけれども、譲渡人さんがすぐ西側のご自  
宅に住んでらっしゃって、この部分の田圃を残したいというご意向で残  
されたと聞いております。ですので今現在も田として使用されています  
し、今後もこの部分は田として残したいということです。

〇〇委員 排水関係は十分に対応できるということによろしいですか。

〇〇市農業委員会 はい。8ページ下の方の地図で言いますと、申請地の下半分の西側あ  
たりにも田圃がまだ残っていますけれども、ここも含めて譲渡人さんの  
所有でして、排水に関しましては、今回の開発に合わせまして、こちら  
の方まで全て水が行き渡るようにということで、10ページの白抜きのあ  
たりに新設でU字溝を設置されて、こちらの方で水の確保をされるとい  
うことになっております。

〇〇委員 はい、分かりました。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、  
異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として  
〇〇市農業委員会会長に回答いたします。

議長	次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の資材加工場兼資材置場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の鶏舎用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	23ページに宅地が2ヶ所ございますが、ここへの影響についてはヒアリングしたり考慮されてるんでしょうね、ということと、これは参考なんですけど、堆肥の処理を長崎の方で行うということらしいんですけど、そこら辺を良かったらちょっと教えていただけたらなと思います。
〇〇市農業委員会	宅地2箇所については、同時利用地の堆肥舎と倉庫になっておりまして、一緒に買われる予定です。北側の分が堆肥舎で真ん中の分が倉庫になります。昔ここは同じ鶏舎でした。処理方法についてですが、業者は長崎県〇〇市の〇〇〇〇というところで、そこに持って行って発酵処理しまして堆肥にされているようです。ここでは10万羽程飼う予定で、月間80トン位出る予定ですけど、〇〇の他のところも年間300トン位持っていていかれているように聞いておりますので、処理は問題ないと判断しております。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。

議長	次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の資材置場及び駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
議長	次の5-5の案件については、常設審議委員会運営規程第25条第1項の議事参与の制限の規定により、委員は自身が関与する議題の採決に加わることができないこととなっておりますので、〇〇の〇〇委員は一旦退席をお願いします。
〇〇委員	(退席)
議長	それでは、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
議長	〇〇委員に席にお戻りいただくまでしばらくお待ちください。
〇〇委員	(着席)

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 41ページを見ると、道路からの入口が閉じられて中に農地が残されるという状態になりますが、作業関係は十分できるものか、そして隣接農地の同意も全部もらっておられるのかお聞きします。

〇〇市農業委員会 41ページの申請地の左側の田でございませけれども、今回の譲受人の方の1名様の方の田になっております。排水も付け替えて、効率よく流れるように改良されることから、地元の同意も得られておまして、全て隣接の耕作者の同意ももらっております。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇町農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の保育園建設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 45ページの図面を見ると、里道と水路を付け替えるという計画ですが、真ん中の水路を廃止して、北側の田圃の水は問題ないでしょうか。44ページを見ると〇〇さんの家の横に水田があると思いますが。

〇〇町農業委員会 〇〇さんの家の南側は畑になりますので、水関係は問題なく、周辺の同意もいただいております。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 約1町歩ありますが、前の保育園の広さと比較したら倍くらいになったかと思えます。何か理由があれば教えてください。

- 〇〇町農業委員会 現在の園舎については、園庭がかなり狭い状況です。今の園庭は山を切り崩して、その地主さんからお借りして子どもたちの遊び場を確保されているところです。その園庭を含めたところで、最初建て替えを考えておりましたが、保育園が災害危険区域になっておりまして、建て替えが難しいという状況から、土地を探されて今回の申請に至ったものです。
- 〇〇委員 46 ページに保育園の定数が約 100 名と書いてありますね。現在は何名おられるのか、それと、学童保育と児童発達支援事業で約 50 名、約 10 名ということで、現在はどのくらいおられるのか、それと、園舎は一つですが、学童はこっちで発達支援はこっちと分かれるものかお尋ねしたいと思います。
- 〇〇町農業委員会 現在の園児の数ですが 119 名と聞いております。学童保育の広さは 88 ㎡となっておりまして、園舎の中に含まれております。発達支援事業の方は 36 ㎡となっております。また、学童保育と児童発達支援事業は新規でされると聞いております。今現在は保育園事業だけで、事業拡大ということですか。
- 議長 私の方から質問ですが、面積が 9,400 ㎡ですが、その中で 7,300 ㎡が園庭で計画されていますね。7 割が園庭ということになりますけど、これは食育関係とかいろんなことを園の中でされるわけですか。あまりにもこの面積に対しての比率が高いので、その辺を伺いたいと思います。
- 〇〇町農業委員会 食育をされるとは聞いておりません。運動場だったり遊具を設置されたりすると聞いております。
- 議長 運動場だけにこの 7,300 ㎡を全部使うということですか。
- 〇〇町農業委員会 理事の方からお聞きしたところ、東側に線路が走っておりまして、線路の近くはギリギリまでは使えないということですので、あくまで 7,300 ㎡の園庭がありますけれども、東側は数メートル引いたところでフェンスを設置する考えを持っておられるとのことですか。
- 議長 私現地を見に行きまして、結構ここが傾斜になっていて、鉄道のところまで高低差がありました。それはどのように改善されますか。
- 〇〇町農業委員会 敷地の高いところから低いところに泥を持って行って、敷地内で高低差をできるだけなくすように整地をされるとのことです。園庭の方が少し高くなるとはおっしゃってございましたけれども、近隣の農地にも支障ないように整地をされるということで聞いております。

議長 この計画図を見ている限り納得がいきません。今鉄道と言われたけれど、図面にはフェンスはない、線路がどこにあるのかも分からない。一番大事なことですよ。園長さんがその辺を十二分に把握して計画をしてもらわないと、事故があったらどうしますか。自分たちが一番懸念するのはそこです。こういう計画書はきちんと書いてもらわないと、常設委員会ではなかなか厳しいんじゃないかなと思います。今後その点は注意してもらいたいと思います。

〇〇町農業委員会 すみません。計画図面が出てきた段階で許可相当の判断をしておりますけれども、補足説明をいたしますと、線路側には数メートル引いたところでフェンスを設置するという外構工事を行うとのことですが、それは所有権移転登記が済んだ後に行いたいという意向を聞いております。園児にはそういった安全安心な園庭をつくる方向で考えているということで園長先生からもお話は聞いております。

議長 次回〇〇町からの案件があった場合に、この件について、理事長さんから確約書をもらいたいと思います。フェンスを作るとか、鉄道から引くとかを、言葉じゃなくて提示してもらいたいと思います。事故が一番心配なんですよ。

〇〇町農業委員会 多分鉄道から数 10 メートルは引かないといけないと思いますので、どれぐらいのところに設置するのかというのを確認させていただいて、確約書を園長先生名でいただきたいと思います。

議長 これは私の意見ですが、子供さんが一番心配というのは皆さんも変わらないと思います。ですから確約書を次回の常設委員会に提出していただくということを前提で、ご審議の方よろしく願います。

〇〇委員 新規で発達支援事業というのはいいことだと思います。ただやっぱり線路があるから心配はあります。

議長 次回出してもらえばそれで皆さん理解されると思います。  
それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇町農業委員会会長に回答いたします。

議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係7件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
議長	つづきまして、次の項目に移ります。 「地域計画策定に当たっての留意点」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見交換)
議長	最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。
農業会議事務局	(資料3により説明。)
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
専務理事	皆さま、お疲れさまでした。 今回は12月15日になりますので、ご予定をお願いします。

15時00分